

# 青森県報

第二千四百六十号

平成十七年  
四月一日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

青森市の設置に伴う人口	(市)	一
身体障害者福祉法による医師の指定	(振興課)	一
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院指定病院の指定	(障害福祉課)	一
臨時の職業訓練の施行	(同)	二
家畜伝染病の発生	(労政・能力開発課)	二
保安林の指定	(畜産課)	二
漁船保険付保義務の発生	(林政課)	二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(水産振興課)	二
青森県立郷土館の特別展の使用料の額及び常設展の特定期間	(経理課)	三
	(教育庁文化財保護課)	三
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(民生生活政策課)	四
青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表	(障害福祉課)	四
大規模小売店舗の変更の届出	(経営支援課)	五
右 同	(同)	五
開発行為に関する工事の完了	(建築住宅課)	六

## 告

## 示

### 青森県告示第二百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、平成十七年四月一日から、青森市及び南津軽郡浪岡町を廃し、その区域をもって青森市を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項及び第百七十七条第一項の規定による南津軽郡及び同市の人口を次のとおり告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

南津軽郡 七万五千二十八人  
青森市 三十一万八千七百三十二人

### 青森県告示第二百七十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等		診 療 科 目	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地		
久喜 寛之	八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	神経内科 (音声・言語機能障害、肢体不自由)	平成 二七・四・一
松木 克雄	八戸市立市民病院	八戸市大字田向字毘沙門平一	心臓血管外科 (心臓機能障害)	"
羅 仕文	ツのへじクリニ	上北郡野辺地町字下小中野一八の八	泌尿器科 (じん臓機能障害、ぼうこう機能障害)	"

青森県告示第二百七十一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十三条の四第一項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	指 定 期 限
青森県立つくしが丘病院	青森市大字三内字沢部三五三の九二	平成十七年四月一日	平成二十年三月三十一日

青森県告示第二百七十二号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練の種類・訓練課程	対 象 者	訓 練 科	訓 練 期 間	定 数
青森県立青森高等技術専門学校	普通職業訓練・短期課程	公共職業安定所長から職業訓練の受講指示を受けた者	OA事務科	六月	一五人

青森県告示第二百七十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨーネ病	牛	患畜	二	上北郡天間林村	平成十七年三月二十六日

青森県告示第二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所  
下北郡風間浦村大字下風呂字畑尻ノ上七三の一・字畑尻ノ下三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法  
1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び風間浦村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第二百七十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定に

よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡東通村大字尻労字尻労八番地二 下北郡東通村大字尻労字尻労二〇番地一 下北郡東通村大字尻労字天神林三九番地一	尻 労
向 井 正 喜 向 井 忠 美 吉 野 正 男	

青森県告示第百七十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

一 浜館支店

青森市虹ヶ丘二丁目

を

一 浜館支店

青森市虹ヶ丘二丁目

一 浪岡支店

青森市浪岡大字浪岡

に改め、

一 浪岡支店

南津軽郡浪岡町大字浪岡

を削る。

第一号の表中

株式会社みちのく銀行問屋町支店流通団地出張所

青森市大字野木

を

株式会社みちのく銀行問屋町支店流通団地出張所

青森市大字野木

に改め、

株式会社みちのく銀行浪岡支店

青森市浪岡大字浪岡

株式会社みちのく銀行浪岡支店

南津軽郡浪岡町大字浪岡

を削り、

あおもり信用金庫金沢支店

青森市大字大野

を

あおもり信用金庫浪岡支店

青森市大字大野

に改め、

あおもり信用金庫浪岡支店

南津軽郡浪岡町大字浪岡

を削り、

浪岡農業協同組合

南津軽郡浪岡町大字浪岡

を

浪岡農業協同組合北中野支所

南津軽郡浪岡町大字北中野

を

浪岡農業協同組合野沢支所

南津軽郡浪岡町大字樽沢

浪岡農業協同組合

青森市浪岡大字浪岡

に改める。

浪岡農業協同組合北中野支所

青森市浪岡大字北中野

を

浪岡農業協同組合野沢支所

青森市浪岡大字樽沢

青森県告示第百七十七号

青森県立郷土館条例（昭和四十八年三月青森県条例第四号）別表第一号の規定に基づき、青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料の額及び常設展の観覧の場合の特定期間を次のとおり定める。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特別展の観覧の場合の使用料の額

二 常設展の観覧の場合の特定期間  
平成十八年一月一日から同年二月二十八日まで

区	「東奥美術展の 画家たち」の観 覧		「辺境からのま なざし」笹森儀 助展」の観覧	
	個人	団体(二 人以上に 限るもの に)	個人	団体(二 人以上に 限るもの に)
分	一般	高等学校生徒 中等教育学校 後期課程生徒 及び学生	一般	高等学校生徒 中等教育学校 後期課程生徒 及び学生
	一人につき (特別展の開催の前日まで に納付する場合は、二百五十 円)	一人につき (特別展の開催の前日まで に納付する場合は、二百二十 円)	一人につき (特別展の開催の前日まで に納付する場合は、四百円)	一人につき (特別展の開催の前日まで に納付する場合は、二百四十 円)
金額 (一回につき)	二百五十円	二百二十円	二百五十円	二百四十円

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の  
規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款  
変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定  
により次のとおり公告する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十七年三月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フォルツァ

三 代表者の氏名

時田 忠男

四 主たる事務所の所在地

八戸市沼館一丁目一八の四二二

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者等の要介護者を中心とした全ての県民に対して、筋  
肉トレーニングによる介護予防及びパワーリハビリテーションに関する事業を行い、  
県民の健康増進を図ることによって社会全体の利益の増進に寄与することを目的と  
する。

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例(平成十年十月青森県条例第四十六号)第十三条第二  
項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表す  
る。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る 公共的施設の名称	所 在 地	種 類	交付年月日
アワサ歯科医院	むつ市大平町八一三	診療所	平成二七 三 二四

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース十和田穂並町店

十和田市穂並町六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社みまん

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
有限会社ほなみ薬局 十和田市穂並町一〇の六一 代表取締役 川上賢志郎	株式会社ほなみ薬局 十和田市穂並町一〇の六一 代表取締役 川上堅志郎	平成 一六・三・三〇

四 届出年月日

平成十七年三月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

2 期間

平成十七年四月一日から同年八月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年八月一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン下田ショッピングセンター

上北郡下田町字中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社

上北郡下田町字中下田一三五の二

代表取締役 横田稔弘

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

株式会社麦の穂 大阪府大阪市北区天神橋二丁目 二〇の〇 代表取締役 廣田雄一	平成 一七・三・一八
---	---------------

四 届出年月日

平成十七年三月二十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び下田町役場

2 期間

平成十七年四月一日から同年八月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、下田町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年八月一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

発行行為に関する工事の完了

次のとおり発行行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
南津軽郡大鰐町大字宿川原字川崎一三 八の六	南津軽郡大鰐町大字宿川原字川崎六七 の三 山田徳臣

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭